

第17期第2回郡山市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年5月9日（月）午後3時から4時27分

2. 開催場所 郡山市役所 本庁舎2階 正庁

3. 出席委員（38人）

会 長	29番	新田 幾男			
会長職務代理者	9番	加藤満喜子			
委 員	1番	熊田 吉秀	2番	柳沼 安正	
	3番	濱津 洋一	4番	根本 淳一	
	5番	菅野 勝弘	6番	伊藤 幸一	
	7番	馬場 猪吉	8番	川前 善寛	
	10番	鈴木 敦博	11番	藤沢 功夫	
	12番	樋口 誠一	13番	古川 勝幸	
	14番	高野 和介	15番	谷代 榮一	
	16番	鈴木裕美夫	17番	村上 晃一	
	18番	鈴木 光一	19番	小林正一郎	
	20番	田母神一二	21番	佐久間俊一	
	22番	影山 ハヤ	23番	増子 富康	
	24番	松川 延安	25番	後藤 秋夫	
	26番	遠藤 昭夫	27番	伊藤 城治	
	28番	藤田 稔	30番	中尾 一明	
	31番	伊東 正幸	32番	飯田 東一	
	33番	遠藤 栄一	34番	古川 一郎	
	35番	吉田 秀吉	36番	小山 一榮	
	37番	細山 文昭	38番	古川 榮	

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3

議事

議案第8号 平成28年度郡山市農業委員会活動計画の決定について

議案第9号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について

議案第10号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定について

議案第11号 福島大学農学系学部の立地に関する要望書について

報告第 1 号 専決処分事項の報告について

専決第 1 号 郡山市農業委員会規程の一部を改正する規程について

専決第 2 号 郡山市農業委員会事務局職員人事発令について

専決第 3 号 郡山市農業委員会事務局出張所職員人事発令について

専決第 4 号 郡山市農業委員会規程の一部を改正する規程について

5 その他

(1) 平成 27 年度郡山市農業委員会主要事業の経過報告について

(2) 平成 28 年度郡山市農業委員会予算の概要について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	金成 鉄也
主幹兼事務局次長兼農業振興係長	熊田 拓実
主任主査兼農地調整係長	柳沼 一幸
庶務係長	家久来悦子
庶務係主査	柳澤 敦子

7. 会議の概要

幹事長

本日は、ご多忙のところ、郡山市農業委員会第2回総会にご出席いただきましてありがとうございます。

進行を努めます幹事長の鈴木光一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

総会に先立ちまして成立報告をいたします。

総会成立の定足数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、現に在任する委員の過半数と定められており、委員38名のところ、本日の出席委員は38名であります。

委員の過半数を超えておりますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。

会長職務代理者
幹事長

ただ今から、第17期第2回郡山市農業委員会総会を開会いたします。それでは、新田幾男会長よりごあいさつを申し上げます。

会 長

本日、ここに、第2回郡山市農業委員会総会が開催されるにあたり一言ごあいさつを申し上げます。

御来賓の皆様には、日頃から農業委員会の運営及び活動に御理解を賜り、また、公務御多忙のところ御臨席いただき、厚く御礼申し上げます。

さて農業・農村における状況は、常に厳しい問題に直面しておりますが、今まさに大きな転換期を迎えております。

農協法・農業委員会法・農地法の一部を改正する法律が本年4月1日に施行され、農業委員会の業務の重点は、農地利用の最適化の推進であることが明確化されました。

また、農業委員の公選制は市町村長の任命制へ移行し、農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員が新設されるとともに、農地法についても、農地を所有できる法人の要件が緩和され、その呼称も「農業生産法人」から「農地所有適格法人」に改められたところです。

私たち農業委員は、改正法の主旨、目的、組織の役割等についてしっかりと理解を深め、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止と解消対策、また新規参入者の促進に積極的に取り組み、農業・農村現場のさまざまな懸念を払拭していかなければならないと考えております。

さて、東日本大震災並びに原子力発電所事故から5年が経過しましたが、今もなお安全性が確認できた本県産の農産物について、買い控えや価格の低迷など風評被害が続いている状況にあり、営農支援や風評対策は最優先の課題であると考えております。

そのような中、昨年10月に5年半に及ぶTPP交渉が大筋合意されました。政府の政策大綱には「守りの対策」と「攻めの対策」が盛り込ま

れましたが、その実現は不透明で、日本農業の将来に大きな不安をもたらしております。

こうした厳しい農業環境において、私ども農業委員会といたしましては、地域農業者を代表する組織として、関係機関・団体の皆様の御理解と連携により東日本大震災並びに原子力災害からの農業再生支援を強化するとともに、本市農政の推進と地域農業の健全な発展、特に喫緊の農政課題である「農地利用の最適化」に向けた取り組みをさらに強化していく所存です。

本日の総会議事では、平成28年度郡山市農業委員会活動計画等や別段の面積の設定について付議しております。慎重な御審議を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様の御健勝とますますの御活躍を御祈念申し上げまして、あいさつといたします。

幹事長

ありがとうございました。

ここで、平成28年郡山市優良農地集積促進員の表彰を行います。新田会長、前へお願いします。

この表彰は、農業経営基盤強化促進事業を推進し、農地の流動化をはかり、中核的担い手農業者の育成に多大な実績のあった人を表彰するものです。

なお、表彰基準は、議案書51ページの表彰要綱にございますように、1年間に、利用権の設定などの合計面積が5ha以上であること、又は、利用権の設定などの申請件数が20件以上であることであります。

受賞者は、議案書の50ページの表彰者名簿に記載してありますので、御覧いただきたいと思っております。

それでは、お名前をお呼びいたしますので、前にお進みください。

吉田 秀吉様

加藤 満喜子様

幹事長

誠におめでとうございます。これからも集積事業を推進し、地域の中核となる農家育成のため、ご尽力くださるようお願いいたします。

ここで御来賓の皆様から御祝辞を頂戴したいと思います。

はじめに、郡山市長 品川 萬里 様、よろしく願いいたします。

市長

あいさつ

幹事長

ありがとうございました。続きまして、郡山市議会副議長 鈴木祐治様、よろしく願いいたします。

市議会副議長

あいさつ

幹事長

ありがとうございました。続きまして一般社団法人福島県農業会議
代表理事会長 太田豊秋様、よろしくお願いいたします。

県農業会議
代表理事会長

あいさつ

幹事長

ありがとうございました。続きまして、福島県県中農林事務所長
沢田吉男様、よろしくお願いいたします。

県中農林事務所長

あいさつ

幹事長

ありがとうございました。御臨席をいただきました全ての御来賓の皆様から御祝辞を賜りたいところでございますが、時間の都合上、以上とさせていただきます、改めまして、ここで御来賓の皆様の御紹介をさせていただきます。

郡山市長	品川 萬里 様
郡山市議会 副議長	鈴木 祐治 様
一般社団法人福島県農業会議 事務局長	河嶋 耕 様
福島県県中農林事務所長	沢田 吉男 様
福島さくら農業協同組合 常務理事	武田 金輝 様
福島県農業共済組合 地区担当理事	早川 栄二 様
郡山市農林部長	寺西 仁 様

以上でございます。
ありがとうございました。

なお、本日いただいております祝電については、入口に掲示してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

ここで、御来賓の皆様方は、所要のため退席されます。公務御多忙の中、御出席をいただき、誠にありがとうございました。

拍手でお送り願いたいと存じます。ありがとうございました。

再開いたします。

議事進行につきましては、郡山市農業委員会総会会議規則第6条により、会長が総会の議長となることになっております。

会長には議長席に移り、議事進行をよろしくお願いいたします。

議長

会議規則に従いまして、議長を務めさせていただきます。

5 議事録署名人の選出ですが、署名人を2名選出したいと思います。

選出方法についてお諮りいたします

(議長一任の声あり)

議長 議長一任の声がありました。他にご意見はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、ご異議ないものと認め、議長より指名いたします。

2番 柳沼 安正 委員
22番 影山 ハヤ 委員

このお二方をお願いいたします。

続いて書記であります。議長より指名することで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議がないものと認め、農業委員会事務局 柳澤敦子主査を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第8号「平成28年度郡山市農業委員会活動計画の決定について」であります。農業振興部会長及び農地部会長から説明願います。

はじめに、遠藤昭夫農業振興部会長からお願いいたします。

農業振興部会長

農業振興部会長の遠藤です。議案書の1ページをご覧ください。

議案第8号 平成28年度郡山市農業委員会活動計画の決定について平成28年度郡山市農業委員会活動計画を別紙のとおり定めるものとする。

平成28年5月9日提出 郡山市農業委員会会長 新田 幾男

2ページをご覧ください。

平成28年度郡山市農業委員会活動計画のうち、農業振興部会関連事項についてご説明いたします。

1 農政対策の推進ですが、(1) 原子力災害に関し、東京電力及び国に対して、迅速な損害賠償と補償を強く求めるとともに、風評被害を払拭する取り組みを支援する。(2) 「新1・1・1運動」の展開。(3) 農業政策の見直しを見極め、生産者の経営安定を図る。(4) 関係行政機関等に意見の提言をする。(5) 有害鳥獣対策への取り組みを強く支援する。(6) 「人・農地プラン」の作成を積極的に推進する。

(7) 農地に対する除染を、効果的な方法で継続的に進める。(8) 自

然災害時における助成、支援策の充実を図るよう関係機関に働きかける。

2 農業生産基盤対策ですが、(1) 農業経営基盤強化のため、農地利用集積と農地あっせんを推進するとともに、農業経営改善計画の達成に向けた支援を行う。(2) 生産の組織化と集落営農の推進に取り組む。

次に、3 農業振興対策ですが、(1) 米生産の低コスト化に取り組むとともに収益性の高い作物の作付けを推進する。(2) 地域の生活環境に対応した、適地適作の推進、付加価値の高い農畜産物の6次化を推進し、消費拡大を図るためのPRに取り組む。(3) 市民に食料の大切さを知ってもらうため「食の啓発事業」に積極的に参画し、活動を支援する。(4) 安全な作物のPR活動を積極的に行い、学校給食への導入を、教育委員会及び保護者と協力しながら進める。

次に、4 遊休農地対策ですが、(1) 原子力災害による条件不利地の農地については、国と東京電力に対し、遊休化の防止を図ることができるよう、ほ場整備事業等の実施について要請活動を行う。(2) 遊休農地の耕作再開や貸付け等、指導あっせんを行うとともに、農地中間管理機構をはじめ関係機関と連携し、農地再生のための基盤整備を支援する。

次に、5 地域農業活性化対策ですが、(1) 生活環境等に関する問題を話し合い、地域の活性化に向けた取り組みを推進する。(2) 日本型直接支払制度を活用する。(3) 都市と農村の交流事業や体験活動を通して、農業・農村の理解と認識を深める取り組みを支援する。

次に、6 農業就業支援対策ですが、(1) 農業経営に意欲のある後継者を確保するとともに、新規就農希望者に対して、情報提供により支援する。(2) 経営感覚を持った担い手農家を育成するため、各種研修会等への参加を呼びかけ、組織化を図るための支援に努める。(3) 「農業後継者縁結び事業」として、「独身男女の交流事業」を開催するとともに、家族経営協定締結により、就農環境の改善を図る。

次に、7 環境保全対策ですが、(1) 環境保全型農業を推進するため、堆きゅう肥・緑肥作物の導入及び化学肥料や農薬の低減技術を取り入れた栽培方法を推進する(2) 農業資材の使用済みマルチ材に関し、回収処理の啓発を行う。

次に、9 農業団体との連携強化対策ですが国のTPP（環太平洋経済連携協定）の対応や農業再生に向けた政策等に関し、関係機関と連携し、各種の要請活動に取り組む。

次に、10 情報活動強化対策ですが、(1) 「農業委員会だより」の充実を図り、配布やウェブサイトへの掲載により情報を発信する。(2) 農地賃借料及び農業労働賃金の情報提供を行う。(3) 「全国農業新聞」の購読拡大を進める。

以上、ご提案いたします。なお、6ページは、平成28年度農業振興部会年間事業計画を事務・事業ごとに、月別に記載してあります。

また、8ページの左から4列目に、農業振興部会の開催日を載せてあります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 続きます、松川延安農地部会長、お願いいたします。

農地部会長 農地部会長の松川です。平成28年度郡山市農業委員会活動計画のうち、農地部会関連事項についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。

2農業生産基盤対策ですが、(3)違反転用対策として、広報紙による周知やパトロールによる未然防止を図るとともに、関係機関と連携し迅速な対応を図り、農地の利用に関する紛争に対しては、適切な解決を図る。

次に、4ページの8農業者年金対策ですが(1)全国統一の「加入者累計13万人に向けた後期2カ年強化運動」に基づき、加入推進活動を積極的に行う。(2)加入を促進するため、情報提供や相談活動を行う。

次に、11法令事務対策ですが、(1)農地法に基づく許可事務については、厳正かつ公正、公平な審議を行うとともに、審議結果の公表を行う。(2)許可事務の流れや申請書の記入方法をウェブサイト等に掲載し、丁寧な説明に努める。

以上、ご提案いたします。なお、7ページには、平成28年度の農地部会の年間事業計画を事務・事業ごとに、月別に記載してあります。

また、8ページの左から3列目に、平成28年度の農地部会の開催日を載せてあります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 只今、両部会長から説明がありました。ご質問、ご意見等ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がりましたが、議案について原案どおり決定することでご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議ないものと認め、議案第8号「平成28年度郡山市農業委員会活動計画の決定について」は、原案どおり決定いたしました。

次に、議案第9号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」であります。農地部会長、農業振興部会長から説明願います。

はじめに、松川延安農地部会長からお願いいたします。

農地部会長の松川です。議案書の9ページをご覧ください。

議案第9号平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画を別紙のとおり定めるものとする。平成28年5月9日提出 郡山市農業委員会会長 新田幾男

10ページをご覧ください。平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価ですが、記載内容については、国から示された様式に基づくものであります。

それでは、農地部会関連事項についてご説明いたします。

I 法令事務に関する点検 1 総会等の開催及び議事録の作成ですが、(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況ですが、告示により周知し、市のホームページに記載するとともに、「農業委員だより」に掲載しました。(2) から(4) までは、総会等の詳細な議事録を作成し公開しております。

2 事務に関する点検ですが(1) 農地法3条に基づく許可事務は、年間処理件数が169件であり、現地調査及び申請者に対する聞き取り調査を実施し、関係法令及び審査基準に基づき、農地部会で審議を行ないました。審議内容については、議事録にまとめて縦覧に供しホームページに掲載しました。平均処理期間は27日であります。

(2) 農地転用に関する事務は、年間処理件数が68件であり、現地調査並びに聞き取り調査を実施した上で、農地部会で審議を行ない、総合的に判断しました。

また、審議内容は議事録にまとめ縦覧に供し、ホームページに掲載しました。平均処理期間は32日であります。

次に、12ページの(3) 農業生産法人からの報告への対応ですが、管内の28法人のうち、4法人から報告書が未提出であり、これらの法人に対しては、指導を強化することとしております。(4) 情報の提供等は、賃貸借情報の調査・提供について、899件を調査し、その結果を農地の賃借料情報として、印刷物を作成するとともに、市ホームページに掲載しております。

農地の権利移動等の状況把握については、802件について調査いたしました。さらに、農地基本台帳の整備については、整備対象農地面積 16,040ヘクタールについて、住民基本台帳及び課税台帳データとの照合を行うとともに、情報の更新を実施しました。(5) 地域の農業者等からの意見等については、3月18日から4月18日まで、市のホームページで公表しましたが、事務に関する意見はありませんでした。

次に、16ページ、Ⅲ促進等事務に関する評価のうち18ページ下段、3違反転用への適正な対応ですが(1) 現状及び課題は、管内の農地面

農地部会長

積16,040ヘクタールに対し10ヘクタールの違反転用面積であり、早期発見・指導が必要であります。(2)平成27年度の目標及び実績については、20%の達成状況であります。(3)(2)目標の達成に向けた活動については担当部署と連携し、聞き取りおよび是正指導、広報紙による周知を活動計画とし、実績は、原状回復の指導、広報紙での周知、各地区での農地パトロールの実施、10月の違反転用防止月間での調査指導を行いました。(4)評価の案から(6)地域農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定までについては、記載のとおりであります。

次に20ページをご覧ください。平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画のうちⅠ農業委員会の状況については、表記載のとおりであります。次に、22ページⅤ違反転用への適正な対応ですが1現状及び課題は、管内の耕地面積12,600ヘクタールの内、違反転用面積が10ヘクタールであり、是正達成のため、農地パトロール等により早期発見に努める。

2平成28年度の活動計画は、農業相談日にパトロールを計画的に行い、9月から10月を違反防止強化月間とし広報紙での周知に取り組むこととします。

以上、ご提案いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、遠藤昭夫農業振興部会長お願いいたします。

農業振興部会長

農業振興部会長の遠藤です。平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価のうち、農業振興部会関連事項についてご説明いたします。

議案書の14ページをご覧ください。

Ⅱ法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価1現状及び課題は、遊休農地が639ヘクタールであり、課題としては、遊休農地の多くが中山間地に存在し、農業従事者が減少しており、所有者への指導の徹底、借り手の確保、放射性物質の除染対策が必要であります。2平成27年度の目標及び実績は、10ヘクタールの目標に対し、3ヘクタールの実績がありました。

3、2の目標の達成に向けた活動は、管内調査により新たな遊休農地の発生を未然に防ぐとともに、遊休農地の解消を図りました。

次に、16ページⅢ促進等事務に関する評価のうち1認定農業者等担い手の育成及び確保、(1)現状及び課題は、農家数7,676戸のうち、主業農家が1,111戸、農業生産法人にあっては28法人、認定農業者が583経営、特定農業法人が2法人という現状にあります。

課題としては、複合経営の推進により企業的経営体を育成する必要性、法人化に向けた意識啓発の必要性であります。

(2)平成27年度の目標及び実績は、認定農業者の育成目標30経営に対し215経営となっております。(3)(2)の目標の達成に向けた

活動は、認定農業者に制度の周知を行い、特定農業法人に、特定農用地利用規定の作成を支援し、制度の周知を図り、特定農業団体については、県や市が行う集落営農説明会等で制度の周知を図りました。

(4) 評価の案から(6)の地域の農業者等からの意見を踏まえた評価の決定は、記載のとおりであります。

次に、2担い手への農地の利用集積(1)現状及び課題は、管内の農地面積16,040ヘクタールのうち、これまでの集積面積が3,580ヘクタール、集積率は22.32%でありました。

課題としては、耕作放棄地の拡大と利用件設定制度の周知及び担い手へのあっせん活動が急務であります。

(2)平成27年度の目標及び実績は、目標を50ヘクタールに設定し、108ヘクタールの実績で、達成状況は216%でした。

次のページ(3)(2)の目標達成に向けた活動ですが、農地利用集積円滑化団体等、関係機関との連携を図り、担い手への農地利用集、農地の集積を推進しました。

(4)評価の案から(6)地域の農業者等からの意見を踏まえた評価の決定までについては、記載のとおりであります。

次に、議案書の21ページをご覧ください。平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画のうち、Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化 1現状及び課題は、耕地面積12,600ヘクタールの内、集積面積は3,580ヘクタールであり、課題として、耕作放棄地の拡大と利用件設定制度の周知及び担い手へのあっせん活動が急務であります。

2平成28年度の目標案及び活動計画は、集積面積を50ヘクタールとし、農地集積の推進とともに関係機関と連携を図り農地流動化を推進します。Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進 1現状及び課題は、新規参入の状況は、表のとおりであり、下限面積50アールはハードルが高いことであります。

2平成28年度の目標案及び活動計画は、参入目標を10経営団体、面積を10ヘクタールとし、相談や説明会に参加し、下限面積の引き下げを検討します。

次のページ、Ⅳ遊休農地に関する措置 1現状及び課題は、遊休農地が639ヘクタールの多くが中山間地に存在し、農業従事者の減少しており、所有者への指導の徹底、借り手の確保、放射性物質の除染対策が必要であります。2平成28年度の目標及び活動計画は、管内調査により新たな遊休農地の発生を未然に防ぐとともに、遊休農地の解消を図ってまいります。

以上、ご提案いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

ただ今、農地部会長、農業振興部会長から説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

異議なしの声がありましたが、議案について、原案どおり決定する

ことで、ご異議ございません。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしの声がありましたが、議案について、原案どおり決定することで、ご異議ございませんか。

(全員異議なしの声あり)

議長 異議ないものと認め、議案第9号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」は、原案どおり決定いたしました。

議長 次に議案第10号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定について」であります。松川延安農地部会長から説明願います。

農地部会長 農地部会長の松川です。議案書の23ページをご覧ください。

議案第10号農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定について農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積を次のとおり定めるものとする。

平成28年5月9日提出 郡山市農業委員会会長 新田 幾男

1 設定区域を、田村町、西田町、中田町とし、別段の面積を10アールとする。

2 理由 遊休農地の割合が高いため、これを解消するため、新規就農者が参入しやすくし、農地の有効利用を図るため。3 施行年月日を、平成28年6月1日とする。

以上、ご提案いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今、農地部会長から説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしの声がありましたが、議案について、原案どおり決定することで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議ないものと認め、議案第10号「農地法第3条第2項第5号の

規定による別段の面積の設定については、原案どおり決定いたしました。

議 長 以上をもちまして、審議事項はすべて終了いたしました。

事務局長 はい、議長。

本市農業委員会は、平成 25 年 10 月 30 日に「東日本大震災と原発事故からの農業復興のための研究拠点施設整備と農業大学誘致について」郡山市長あて要望書を提出したところですが、福島大学は、平成 30 年春に学部相当の農学系人材養成組織（農学類）開設を目指しております。

本市農業委員会といたしまして、本市へ福島大学の農学系学部を設置することを福島大学へ要望したいと考え、郡山市農業委員会総会会議規則第 8 条第 2 項の規程により、「福島大学農学系学部の立地に関する要望書について」を追加提案いたします。

議 長 ただ今、金成事務局長から提案のありました「福島大学農学系学部の立地に関する要望書について」を議案第 11 号として追加してよろしいかお諮りいたします。

（異議なし）

議 長 異議なしと認め、議案第 11 号「福島大学農学系学部の立地に関する要望書について」を追加いたします。

それでは、議案を配付いたしますので、暫時休議いたします。

議 長 それでは、議事を再開します。

議案第 11 号「福島大学農学系学部の立地に関する要望書について」であります。事務局から説明をお願いします。

事務局長 本市においては、東日本震災以降、農業の再生が不可欠であり、農業者や企業と連携しながら郡山ブランド野菜の開発やワイナリーの設置等による商品開発など 6 次産業化の推進に取り組んでおりますが、今後の農業振興において、農業後継者や研究者等の人材育成と、生産技術の向上による農作物の高品質化を成し遂げるためには農学系を専門に研究する大学が重要であります。

平成 27 年 11 月に、福島大学の中井勝己学長が会見し、今まで進めてきた復興再生の核として「農業の復興再生のため、農学系人材養成組織を同大学の学類に当たる学部相当とし、現行の学類再編も視野に設置検討する方針を固め、その開設時期を平成 30 年春とする」と、明らかにされました。

事務局長 これらの状況を踏まえ、本市の農業生産力の発展のため、本市の各地域・各農業団体から選出された38名の農業委員からなる組織である郡山市農業委員会は、福島大学が新設予定の農学系学部の郡山市への立地に特段の配慮を要望するものであります。

以上です。

議長 ただ今、金成局長から説明がありました。ご質問、ご意見等ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしの声がありました。議案について、原案どおり決定すること、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議ないものと認め、議案第11号「福島大学農学系学部の立地に関する要望書について」は、原案どおり決定いたしました。

議長 次に報告事項に入ります。

はじめに、報告第1号「専決処分事項の報告について」、専決第1号「郡山市農業委員会規程の一部を改正する規程について」、専決第2号「郡山市農業委員会事務局職員人事発令について」、専決第3号「郡山市農業委員会事務局出張所職員人事発令について」、専決第4号「郡山市農業委員会規程の一部を改正する規程について」、を事務局から報告いたします。

なお、報告事項に対するご質問は、報告事項説明終了後にまとめてお受けしますので、ご了承願います。

庶務係長 庶務係長の家久来です。報告第1号について、報告いたします。

24ページをお開きください。

報告第1号 専決処分事項の報告について、郡山市農業委員会規程第5条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第1号 郡山市農業委員会規程の一部を改正する規程について

専決第2号 郡山市農業委員会事務局職員人事発令について

専決第3号 郡山市農業委員会事務局出張所職員人事発令について

専決第4号 郡山市農業委員会規程の一部を改正する規程について

25ページをご覧ください。

報告第1号及び報告第2号について、報告いたします。25ページを

庶務係長

お聞きください。

専決第1号 専決処分書

郡山市農業委員会規程第5条第1項の規定により、総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

郡山市農業委員会規程の一部を改正する規程について

理由：平成28年4月1日施行の農業委員会等に関する法律及び農地法の一部改正に伴い、郡山市農業委員会規程の一部を改正し、同日から施行する必要があるため。

郡山市農業委員会規程の一部を改正する規程の内容については、26ページに記載のとおりです。

27ページをご覧ください。

専決第2号 専決処分書

郡山市農業委員会規程第5条第1項の規定により、総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

郡山市農業委員会事務局職員人事発令について

理由：平成28年3月31日付け及び平成28年4月1日付けで事務局人事を発令するため。

事務局職員人事発令の内容については、28ページに記載のとおりです。

29ページをご覧ください。

専決第3号 専決処分書

郡山市農業委員会規程第5条第1項の規定により、総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

郡山市農業委員会事務局出張所職員人事発令について

理由：平成28年3月31日付け及び平成28年4月1日付けで事務局人事を発令するため。

事務局出張所職員人事発令の内容については、

30ページに記載のとおりです。31ページをご覧ください。

専決第4号 専決処分書

郡山市農業委員会規程第5条第1項の規定により、総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

郡山市農業委員会規程の一部を改正する規程について

理由：平成28年4月1日施行の人事評価実施規程及び郡山市職員の退職管理に関する規則の制定並びに個人情報保護条例施行規則、郡山市情報公開条例施行規則の一部改正に伴い、郡山市農業委員会規程の一部を改正し、同日から施行する必要があるため。

郡山市農業委員会規程の一部を改正する規程の内容については、

32ページに記載のとおりです。

以上 報告いたします。

議 長

報告事項は以上であります。
報告事項に対するご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がりましたが、ほかにごございませんか。

(異議なし)

議 長

異議ないものと認め、報告第 1 号を終わります。

議 長

続きまして、「その他」に入ります。

(1) 平成 27 年度郡山市農業委員会主要事業の経過報告について
(2) 平成 28 年度郡山市農業委員会予算の概要について
を事務局から説明願います。

次 長

農業委員会事務局次長の熊田です。議案書の 33 ページをご覧ください。平成 27 年度郡山市農業委員会主要事業の経過報告をいたします。

1 会議の開催状況 (1) 総会、役員会、運営委員会関係ですが、総会については、平成 27 年 5 月 1 日に、第 9 次 3 ヶ年計画及び平成 27 年度活動計画の決定等について、8 月 3 日に農業委員会会長等の互選等について審議決定いたしました。

役員会については、東北・北海道農業活性化フォーラムについて、平成 28 年度郡山市農林業施策に対する建議について、審議を行いました。

次のページ、運営委員会については、記載のとおりであります。

次に幹事会は 4 回開催し、各項目について審議を行いました。

次に (2) 農地部会関係ですが、農地部会は、毎月 7 日前後に開催しました。

次に特別委員会は、農業振興地域変更に係わる転用基準の判断について 4 回、また、下限面積設定のための特別委員会を 3 回開催しました。

調査会は農地法第 3 条許可申請の事前審査会を 7 回、

非農地証明申請に係る合同調査を 16 回、転用許可事案、違反転用並びに農業開始事案の委員追跡調査を実施いたしました。

次に (3) 農業振興部会関係ですが、農業振興部会は、5 月、9 月、12 月を除く毎月 5 日前後に開催しました。

専門委員会は、農政強化対策専門委員会が 2 回、情報活動強化対策専門委員会が 4 回開催いたしました。

次のページ 2 主要事務事業ですが、会長及び事務局長が出席しました主要な会議、並びに、農業委員会で事務局をしております各種団体の主な事業については、記載のとおりであります。

次に、40 ページ、3 遊休農地対策実施状況、4 農地法関係の農地等

次 長

権利移動状況、5農業経営基盤強化促進事業による農用地流動化状況までは、記載のとおりであります。

以上、平成27年度郡山市農業委員会主要事業の経過について、ご報告いたします。

事務局長

事務局長の金成です。議案書の43ページをご覧ください。

平成28年度 郡山市農業委員会予算の概要についてご説明いたします。予算総括表 上段 農業委員会費・当初予算総額は、37,620千円であり、前年度と比べまして464千円の減となっております。財源内訳につきましては、国・県補助金が5,398千円、その他の収入が361千円で、一般財源が31,861千円となっております。

次に、2から11までの事務事業につきましては、次のページでご説明いたします。2 農業委員費29,501千円のうち、(1)農業委員費29,336千円は、報酬、旅費等であります。

次に、(2)農業委員活動推進事業費の165千円は、委員と一般市民を対象とした、農業政策に対する勉強会での講師謝礼等であります。

次に3事務局費1,416千円から次のページの5農業者年金事務費259千円までは、それぞれ、報償費・旅費等となっております。

次に、6農業経営者育成対策事業費1,149千円は、農業経営者の育成及び農業後継者縁結び事業に要する経費であります。

次に、7農業経営基盤強化促進事業費208千円、8食糧問題啓発事業費280千円は、それぞれ、報償費・旅費・補助金等であります。

次に9農地基本台帳費1,870千円は、農地基本台帳システムの運用に要する経費であります。

次に10農地法権限移譲事務費166千円は、農地等の権利移動の許可に要する経費であります。

次に、11農地利用状況調査事業費2,766千円は、農地の利用状況及び所有者等の調査に要する経費であり、主なものは、臨時職員の賃金などであります。

平成28年度郡山市農業委員会予算の概要については、以上であります。

議 長

ありがとうございました。

その他の説明が終わりました。

このことに対して、ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、以上をもちまして、付議事項の審議はすべて終了いたしました。

長時間に渡り、慎重審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

した。

議長の座を下ろさせていただきます。

幹事長

議長には、スムーズな進行、ありがとうございました。
以上を持ちまして、第2回農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。